

令和3年8月26日提出

令和3年9月市議会定例会議案

(その1 議案第65号から議案第69号まで)

木更津市

令和3年9月市議会定例会議案目録（その1）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第65号	木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について	市民部	1
議案第66号	木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長公室	2
議案第67号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	3
議案第68号	木更津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	4
議案第69号	木更津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	5

議案第 65 号

木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について
木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 23 年木更津市条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。

提案理由

住民基本台帳カードの多機能端末機における利用サービスを終了するため、条例を廃止しようとするものである。

議案第 66 号

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成 27 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 67 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 31 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 23 年木更津市条例第 19 号）第 2 条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という）を「多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ）」に改める。

別表第 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 29 条第 1 項の規定による場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 14 条第 1 号に該当する場合又は個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合の再交付を除く。）の項を削る。

附 則

この条例中別表第 1 の改正規定は令和 3 年 9 月 21 日から、別表第 2 の改正規定は同月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 23 年木更津市条例第 19 号）の廃止及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 68 号

木更津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

木更津市個人情報保護条例（平成 11 年木更津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 4 の表第 21 条第 4 項の項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 69 号

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例

木更津市印鑑条例（昭和 47 年木更津市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 生年月日

第 6 条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 12 条中「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

第 14 条第 2 項中「次の各号に掲げる」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードを使用した」に、「当該各号に規定する機器」を「多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。

提案理由

木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 23 年木更津市条例第 19 号）の廃止及び性同一性障害等に配慮する等のため、関係条文の整備をしようとするものである。